

木更津港台風・津波等対策委員会会則

(設置、目的、名称)

第1条 木更津港における台風・津波等による災害を防止するために必要な対策を樹立するため、木更津港台風・津波等対策委員会（以下「委員会」という。）を、木更津海上保安署に置く。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議し、木更津港長に建議するとともに、その実施を推進する。

- 一 台風・津波等による災害防止策の検討、策定に関すること。
- 二 台風・津波等による災害防止上、必要な事項の周知・伝達に関すること。
- 三 船舶の避難、工事及び作業の撤収に関すること。
- 四 港長の諮問を受けた事項に関すること。
- 五 その他必要と認める事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員」）で構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとし、任期は1年間とするが、再任を妨げるものではない。ただし、1年経過以降であっても、次期委員長等が選出されるまでの間は、その任にあたる。
- 3 委員は、別表に掲げる機関、団体の代表者とする。

第4条 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長に支障あるとき、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第5条 委員長は、概ね年1回、総会を開催するとともに、台風・津波等により木更津港に災害が予想されるときは、委員会を招集するものとする。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対し委員会の招集を求めることができる。
- 3 前2項に定めるほか港長の諮問があったときに招集する。

(対策の実施等)

第6条 委員長は、委員会において決定した事項及び港長の船舶等に対する指示、勧告等を船舶等に伝達するとともに、その実施状況を確認するものとする。ただし、四囲の状況により委員会を招集する時間的余裕がなく、緊急に対策を措置する必要があると認めた場合、委員長は、委員会の決定によらず港長と協議のうえ、必要な対策を決定することができる。

(庶務等)

第7条 委員会の庶務は、木更津海上保安署にて行う。

第8条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会にて審議して定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和58年 9月 1日から施行する。
- 2 改正 昭和63年 9月 1日
- 3 改正 平成 6年 4月 1日
- 4 改正 平成17年 3月25日
- 5 改正 平成17年12月14日
- 6 改正 平成19年 7月 5日